

令和5年第3回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 5 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 5 年 9 月 1 2 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 5 年 9 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 5 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 藤田美由紀 教 育 委 員 会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

村 長 議 会 招 集 挨 拶	
議長	木村健一 君
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。	
村長	宮本憲幸 君
令和５年第３回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。	
暑さ厳しかった夏も過ぎ去り、秋の訪れを感じることのできる季節となり、各種産業もいよいよ、繁忙期を迎えつつあります。議員の皆様方には何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼申し上げます。	
政府の２０２４年度予算編成に向けた、各省庁による概算要求は８月末に締め切れ、防衛費や高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、総額は約１１４兆円となり、過去最大の見通しとなっております。人口減少や少子高齢化が顕著に進む中、国民生活は今、新型コロナウイルス感染症の余波やロシアのウクライナ侵攻に伴う、物価高騰により、暮らしや経済は、依然として厳しい状況下にあります。社会は何時も新たな課題を投げかけてくるわけですが、国政レベルで時代を見据えた新たな視点と果敢な行動力でこの難局を乗り越える確かな政策の実現実行を求めるものであります。	
さて、第３回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１９件であります。単行議案は１２件で、同意案件につきましては、本年９月３０日をもちまして任期満了となります、教育委員の任命同意についてであり、引き続き伊藤太一氏を任命いたしたく存じますし、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦につきましては、再度松本弘哉氏を推薦したく、諮問いたしております。又、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願いいたしております。なお又、令和４年度の各会計の決算認定をお願いいたしておりますが、去る	
７月２４日から７月３１日のうち、５日間にわたりまして、荒木・鎌田両監査委員により、各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導を頂いたところであります。内容につきましては、監査委員から監査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の際に詳細説明申し上げます。	
それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶と致します。	
何分宜しくお願い申し上げます。	
開 会 ・ 開 議	
議長	木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和5年第3回初山別村議会定例会
を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第1 会議録署名議員の指名
議長 木村健一 君
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。
5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君兩名を指名します。
日程第2 会 期 の 決 定
議長 木村健一 君
日程第2 会期の決定を議題にします。
本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の
発言を求めます。加藤委員長。
議会運営委員長 加藤一裕 君
ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る8月25日に議会運営委員会を招集し、議会
運営について協議を行いました。
協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から9月14日までの3日間とすることに決定いたし
ました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から9月14日まで
の3日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの3日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告
議長 木村健一 君
日程第3 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長 大井英世 君
第3回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和5年第3回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
はじめに、1 農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。 (1) 農作物の作況及び生産状況について申し上げます。水稻につきましては、今年の村における「生産の目安」数量は、1,442.25トンで、前年と比較して、数量で4.45トン、率にして0.31%の増となっております。作付確定面積は、すべて「もち米」で、主食用米217.28ヘクタールで、加工用米41.18ヘクタールとなっております。作況につきましては、6月上旬の低温・強風により一時的な生育停滞があったものの、6月中旬以降の好天により、幼穂形成期、出穂期ともに4日早まりました。9月1日現在の生育は、平年と比較して稈長は長く、穂長は平年並で、穂数は平年よりやや多くなっております。また、冷害危険期は、好天で推移したため、稔実歩合は平年並で、登熟期も好天に恵まれ、成熟は早まり、収穫作業は、例年より5日ほど早く始まっております。小麦の作付面積は、347.4haで、前年より1.0%減少しておりますが、出荷数量は、1,116.8トンで、0.9%上回る実績となっております。なお、品質については、

1等比率 82.8%でありました。このほか、大豆などの豆類も、生育は平年より早く進んでおります。これから、農作物の本格的な収穫期を迎えますが、農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。
(2)の漁業生産状況について申し上げます。8月末現在の水揚げ高は、全体で、数量478.7トン、金額3億8,163万1千円で、前年と比較して、数量70.9%、金額129.4%であります。主力魚種の「たこ」は水揚げが好調であり、数量・金額ともに前年を大きく上回っております。一方、ナマコやひらめ・ほたて稚貝の水揚げ量は前年を下回り、他の水揚げも低迷しましたが、ほたて稚貝は価格の好調により金額は伸びており、生産額は前年を上回る実績となっております。漁業においては、8月24日に開始した東京電力福島第1原発の処理水海洋放出に伴う中国の日本産水産物の輸入停止の影響を注視するとともに、今後とも、経営安定のため、魚種全体の水揚げ量並びに魚価の安定を切に願うものであります。
次に、2の岬センター等の利用状況についてであります。①岬センターの利用者数は、研修室1,236人、入浴者1万6,665人、宿泊者4,090人、一般食堂6,713人、合計では2万8,704人で、前年から1,451人の増、比較で105.3%となっております。
②有料公園施設では、ゴーカート1,077人、パークゴルフ125人、バンガロー1,221人、合計で2,423人、比較で97.3%となっております。
③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶7,583人、バーベキュー1,243人、展示売店6,529人、合計で1万5,355人、比較で121.3%となっております。
④農林水産物直売所「北極星」では、売店1,047人、レストラン1,097人、合計で2,144人、比較で63.3%となっております。
⑤オートキャンプ場では、カーサイト890件、利用者数2,733人、フリーサイト892件、利用者数1,290人、合計で、利用件数1,782件、利用者数4,023人、比較でそれぞれ84.1%、79.5%となっております。
3の令和5年度建設工事等の発注状況について申し上げます。(1)8月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済14件で、2億287万3千円、建築工事は、発注済3件で、2,887万5千円、発注率は、ともに100%であります。土木・建築工事の計では、発注済17件で、2億3,174万8千円であります。委託業務は、発注済8件で、3,454万円、発注率は 89.3%であります。
(2)水道・農業集落排水工事につきましては、水道工事が、発注済1件で、264万円、農業集落排水工事は、発注済1件で、235万4千円、発注率は、ともに100%であります。水道

・農業集落排水工事の計では、発注済2件で 499万4千円であります。委託業務は、発注済3件で 2,431万円、発注率は、100%であります。
資料はございませんが、4の初山別村ゼロカーボンシティ宣言について申し上げます。
近年の猛暑や集中豪雨といった地球規模での異常気象は二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加に伴う地球温暖化が原因と考えられています。こうした状況の中、国において「2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであります。脱炭素社会の実現には、私たち一人ひとりが環境に負荷のかからない暮らしを考え、行動を起こすことが必要となります。
本村においても豊かな自然環境の維持と村民が安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を令和5年9月1日に宣言しましたことをご報告いたします。
以上で行政報告を終わります。
議長 木村健一 君
これで、行政報告は終わりました。
日程第5 一般質問
議長 木村健一 君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。
発言を許します。7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
誰もが安心・安全そして豊かに暮らすためについて質問致します。
①今年、道内の真夏日は1ヶ月以上続き、最長記録を更新した。総務省、消防庁が発表した8月21日から27日の熱中症で病院に搬送された人の数は、昨年同期に比べ約25倍にあたる935人、東京都410人を超え全国1位であった。暑さに対する備えは、経験がないため道民皆脆弱である。23、24日には留萌管内にも熱中症警戒アラートが発表され、村内の小中学校も午後は集団下校の対策が行われたところである。「災害級」とも報じられた連日の猛暑は扇風機や体育中止等、学校や家庭でできる対策の限界を越えていた事は、皆、周知の通りである。今年

の猛暑を災害と捉え、村民の安全を確保するために次の３点を提案し村長の考えを伺います。

・小学校、中学校、保育所、地区の避難所となる施設にクーラーを設置する。

・所得制限等をした上で、クーラーの設置を希望する世帯に助成金を支給する。

・２８度を超える日は、広報車による、村民の見守りを兼ねた注意・呼びかけを行う。

②高齢化に伴い、足腰に不安を抱いたり、病気や身体に障害のある村民が増加しているが、村の福祉住宅としては、昭和に建てられた道営福祉住宅が本村に２棟８軒あるのみであり、これも現在は公営住宅として取り扱われているのが現状である。躓きや転倒を防ぎ、誰もが初山別の地で安心、安全、そして豊かに暮らし続けていけるよう、有明・豊岬・初山別３地区に高齢や病気、身体に障害を持つ村民の為に福祉住宅の新設、或いは既存の住宅を福祉住宅に改修・改築してはどうか村長に伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ご質問の一点目、「小学校、中学校、保育所、地区の避難所となる施設にクーラーを設置する」とのご提案についてです。

今夏、国内においては各地で猛暑日が続き、児童生徒や高齢者をはじめ、多数の方が熱中症により病院に搬送、大切な命を失われた方もおられます。

例年ですと、本州に比べ夏は過ごしやすいといわれている北海道においても、真夏日が長期にわたり、村民の皆さんの健康状態が大変心配されたところですが、本村においても小学校・中学校を午後から臨時休校するなどの対策を取ったほか、保健師による高齢者への声かけをしたところであり、幸い本村においては、今夏熱中症で病院搬送された方はなく、ひと安堵しているところであります。多くの村民の皆さんにおかれては、地球温暖化によりこれからは毎年このような状況にみまわれるとのご心配、ご不安を抱えておられるのではないかと推察いたします。

ご質問の学校、保育所・地区の避難所となる施設へのクーラー設置についてであります。基礎体力の弱い園児、小中学生、高齢者が過ごされる保育所、学校、地区会館など、多くの方が利用する公共施設を快適に、安心して過ごすことができるよう対策を取ることは、行政の果たす役割として大変重要であると考えているところです。

一方、公共施設における空調は、一般家庭におけるクーラー設置とはまた設備を異にするところ

ろもあり、近年の製造業における資材不足、高騰の状況ほか、引き上げが続く電気料金など後年のランニングコストも併せて考えると、一度に全てを整備できるのかといった懸念もあり、やはり施設の利用者を勘案し優先順位を付け、順次対応を進めるなどのほか、設備についても停電時の対応も含め、どのような整備が必要となるのか、総合的、かつ十分な検討が必要と考えるところであります。

次年度以降に向け、村民の皆さんが村の公共施設を快適に、安心して利用できる環境づくりに向け、様々な視点から十分検討を深めたうえで対策を講じてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

ご質問の二点目、「所得制限等した上でクーラーを設置希望する世帯に助成金を支給しては」とのご提案についてですが、熱中症対策として「こまめな水分補給」や「暑さを避ける」などの対策がありますが、扇風機やクーラーなどの空調機器による室内の温度調節についても、熱中症対策の有効な手段であります。高齢になるにつれ、暑さや水分不足に対する感覚が低下していくこともあり、気づかぬうちに熱中症になっていることも考えられます。クーラー設置を希望する世帯に助成金をとることですが、知見を深め諸情勢を勘案しながら検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

ご質問の三点目、「28度を超える日は広報車による村民の見守りを兼ねた注意呼びかけを行っては」とのご提案ですが、今年の暑さは「災害級」とすると連日テレビや新聞など報道されているところであり、住民においても気象情報は入っていることと思います。

高温の日は、保健師、社会福祉協議会の方においても、ひとり暮らしの高齢者や介護認定を受けている方などに、電話により安否確認と併せ注意喚起していたところです。

今後高温となる予報があるときは村支援メール等も活用し、周知を図っていきたいと考えておりますが、今後の状況を鑑みながら、より効果的な方策を検討して参りたいと考えますのでご理解をお願いいたします。

ご質問（２）の「高齢者や障害のある方でも安心して住めるような住宅の整備について」ですが、高齢化による生活不安、病気や身体の障害などがあっても、安全で安心して長く村で暮らし続けられるように、住環境の整備、確保は重要であると考えているところであります。

議員ご質問の中にあります、既存の旧道営福祉住宅についてですが、初山別地区に２棟８戸、豊岬地区に１棟４戸あります。この住宅は主に「ひとり親」世帯や「生活保護」世帯、「身体障害者」などの、低所得者層の方などが入居しやすいように、社会的、福祉的需要に対応することを目的に、昭和６０年度に豊岬地区、昭和６３年度には初山別地区にそれぞれ村に譲渡すること

を前提として建設された住宅であります。その後、豊岬地区は昭和62年度に、初山別地区は平成2年度に北海道から売買により譲り受け、公営住宅としているものです。

有明、初山別、豊岬の3地区に福祉住宅の新築、あるいは既存住宅を改修、改築してはどうかとのことでありますが、高齢者、障害者等の福祉に特化した住宅としては、サービス付き高齢者住宅などありますが、こうした住環境の整備を対象とした国の補助事業等は、民間事業者等が整備する場合に限られているところで、村単独での整備となりますと財政負担を考慮すると大変難しい状況にあると考えているところです。

既存の公営住宅を福祉に特化した住宅に改修、改築することについては、既存の公営住宅は鉄筋コンクリートブロック造が主であり、間仕切り等の変更は構造に影響があるためが難しく、バリアフリー改修などは一定程度しか可能となりません。また、空室となっていなければ改修は不可能でありますので、現状の入居状況では早急な改修は困難であると考えます。

しかしながら、高齢者や障害者等に配慮した住環境整備の必要性は、十分認識しているところでありますので、福祉に特化した住環境整備の可能性について調査・検討してまいりたいと考えているところであります。なお、今後公営住宅を建設する場合には、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」に基づき、高齢者や障害者、子育て世帯など多様な入居者に配慮した整備をすることとされており、今後の公営住宅整備においても、その指針に基づき整備を行っていくこととなりますのでご理解をお願いします。

3番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 齊三谷博子君。

7番 三谷博子 君

村長は、1番のクーラーの設置につきまして優先順位をつけて対応していくということですか。であればどのような優先順位で、いつからということはお答えしていただけますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

先ほどの答弁でも申し上げました通り、公共施設を中心としてクーラー、いわゆる空調の整備

を取り進めるということになれば、一気になかなか難しいだろうと思います。やはりその暑さそのものが非常に堪える、皆さんもそうですけれども特に小さいお子様や高齢者の方が使われる施設、これはやはり優先順位としては非常に高いものになる、あるいは子ども達の教育施設もより良い環境で教育を受けるという為には必要なのではないかと思います。必要と予想される公共施設は一定の数がありますけれども、そういったことを十分に認識しながらどこが 필요한のか、あるいは場合によっては年度の中で早く設置しなければならないということになれば一定程度の判断が必要になるのかなと思います。

7 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7 番三谷博子君。

7 番 三谷博子 君

その中で来年に向けて整備していくつもりのお考えはありませんか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ひとつには、今年異常に暑かったわけですが、このことがこれから本当に続くのか、目安といたしますかその想定もしなければいけないと思っていますが、今までの地球温暖化の流れでいけば、あるいは府県の対応を見ているとやはりこの暑さはこれから可能性は非常に高いのかと私自身は考えております。したがって、この状況が続くということが想定されるのであれば、今言ったようにこの秋からすでに来年度の予算編成作業に入りますので、これは急ぐというような施設におきましては設置することも十分ありうるし、検討していかなければならないと考えております。

7 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7 番三谷博子君。

7 番 三谷博子 君

学校では今年のこの暑さに対して、一教室に扇風機を2台、3台運び窓を全開していろいろな対応をしてくれていました。でもその対応をしてもまだ足りないくらい暑い日が続いておりました。子ども達は、体育の授業の後そこでは言わずしも家に帰ってから大変だった、しんどかったと親には伝えていたそうです。また、保育所の子ども達も連日プールに入って暑さをしのいでいた。でもエルムでは、プールでしのいで窓を全開して扇風機をつけても、お昼寝から起きたら熱が上がっていた子が2名いました。それは熱中症の症状の一つだと思います。そして親に伝えましたら、家に帰ってこうしたらだんだん元気になってきた、ということで寝てる間に熱中症にかかっていたんだと思います。

また、学校でも高齢者の方たちも熱中症自体が今まであまりよくわからなかった方が多いと思います。最初の症状は、立ちくらみ、めまい、少し気分が悪いなどそんな状態です。だからわからない、Ⅱ度になっても吐き気、嘔吐、倦怠感や手足の震えなど起きてもなかなか気が付かない、気付いた時には意識が朦朧としているというような状態になっていくんだと思います。気付かないで熱中症状態になっていた子達、高齢者の方たちもいたと思います。ただ搬送はされなかった。それは地域の人たち、そして学校の先生方が頑張ってくれたからだだと思います。でもこの頑張りも限界があって、これ以上は誰か具合の悪い人が出てこないで熱中症と呼ばれないのかもしれませんが出てきてからでは、倒れてからでは、亡くなってからでは遅いんです。

温暖化は、来年はもしかしたら落ち着くんではないかという状況には世界的に言ってもないかと思われます。来年もさらに厳しいか、現状のままかという状態だと思います。子ども達や高齢者の方たちも限界にきています。二階で寝ている人たちは、もしかしたら朝そのまま亡くなっているかもしれません。寝ている時は誰もわからないのです。それで今回この提案をさせてもらったのは、来年に向けて一刻も早い対応をお願いしたく提案しました。これから検討されるということでしたが、来年に向けて全部じゃなくても学校の中の一部、どこでも避難のできる場所を作るだけでも違うと思うんです。また、公共施設じゃなくてもお店や食堂などをお願いして、温度が何度以上になった時には避難できるようにと村と契約を結ぶなど、そういったどこでも、誰でも避難できる場所があれば違うと思います。

また、夜の熱中症対策につきましても部屋にクーラーがなければ無理だと思います。希望する人たちの所得制限はしなければならないでしょうが、補助をしてほしいというのは先ほど村長がおっしゃってありました物価高騰による家庭への圧迫は非常に大きいです。体感では3割くらい上がっているかなと感じております。それでこれから、ガソリン、10月には少し落ち着くようですが灯油を焚く時期に入ってきます。灯油、それから3割も高く感じる食料、生活に大きな負

担を生じているのは確かです。他の自治体の中では、いろいろな面で補助を出していると聞いたことがあります。初山別村も命に関わることにつきましては頑張ってもらいたいと思います。村民は自分でできることは自分で頑張りますが、そのできる範囲を超えてしまった時は村の助けを必要とします。そここのところをお考えの上、優先順位をつけたならば来年に向けての整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。
その点については村長、何かお考えでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
全体的には三谷議員と認識は同じくしているところですよ。
ただ、地球温暖化、それからこの非常に暮らしの暑いという事態は全国的に起こっていることですよ、基礎的自治体のみがこれに対応しなきゃいけないというものもないわけですよ。こういった日本の国の中で言えば、国自体で起きてるこういう課題について国自体がもっと機敏に動く、制度を作る、それに付随して北海道では府県が動く、そして基礎的自治体、住民の皆さんの一番先端に私たちもそれと相まって動く、ということで国民の皆さんの安全安心を守るという考え方が必要だと思ひますが、いかんせん大きな組織というのは動きがあまり活発にない部分がありますので、ある意味基礎的自治体こそがこういった課題に積極的に取り組んで、そこからむしろ国のがきてというような方法も必要ではないかと思ひています。
また一方では、このクーラーの電源のあり方、先ほどの最初の答弁で停電時の対策のことを言ひました。その電源のあり方として、電気だけがいいのかという考え方もあります。いわゆるLPガスを活用した大きな施設での空調という場合もありますので、いろんな角度から知見を深めて、蓄電を含めて大きな施設の場合は違った方法において停電時にも効果的に活用できる、というような様々な視点から考えて、そして住民の皆さんに少しでもこの予想される暑さに初山別では大丈夫だよと言われるような体制が取れるようにしていきたいと思ひておりますのでご理解を頂きたいと思ひます。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君

7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
順番を待たなければいけないのは重々承知であります。
それでも、温暖化はどんどん進んでおります。住民の健康に対して不安がもたれるこの状況をなんとかするためには、たとえ小さくても一歩の動きでも何らかの形で示していただきたいと思っています。例えば、どこかにクーラーをつける、どこかに避難ができる場所があるということはどうしても重要なことだと思います。また、ガスによるなどこれから先いろいろ考えられることがありまじょうが、今、今来年に向けて整備しておかなければいけないことがあると思います。そのところをよろしく願いしたいと思っています。
この村は小さいけど、こんなこともしている、あんなこともしている、住民たちは安心して暮らしている、笑顔で暮らしている、そういう状況を他の町村に見ていただく、住んでいる村民が安心安全に暮らしている状態というのは魅力的だと思います。そしてそんな村であってほしいと思っています。
どうか、来年度に向けて何らかの対策を講じてほしいと思います。よろしくお願いします。
次に高齢化による福祉住宅についてですが、皆自分は元気だと思っていますがある日突然動けなくなったり、ガタガタと体力がなくなってきてつまづいたり、転んで骨折して動けなくなったりと不安材料はいっぱいあります。そんな中で、福祉住宅を持っているということはとても大事なことはないかと思っています。これから建てるには先ほど村長も言われていた、北海道ユニバーサルデザイン、そういったものがあるのかもしれませんが、この間の敬老会にも書いてありましたが、村内の三分の一の方が70歳以上の高齢者です。福祉住宅ではなくても、それに近いものが修繕などでできればそれはそれで対応できるのではないかと思います。難しい方法じゃなくてもある程度の金額で、手すりなど安心安全な住宅に変えるということは無理ではないと思います。
そういった対策などは村長、どうお考えですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
先ほど一回目の答弁でさせていただきましたが、やはり福祉住宅としての必要性ということでありまじょうし、その住宅を確保するという中で高齢者が住まわれる住宅、あるいは村の産業の担い手

として必要な住宅といろいろなパターンがあると思いますが、本当はこれは福祉住宅高齢者の皆さん、あるいは低所得者の皆さんが入れますというものを用意する、あるいは地域の担い手の入る住宅を用意する、若い転勤の人たちの入れる住宅を用意する、こういうことができればそれはベストだと思いますが、ただそこそこが例えば、高齢者福祉住宅として建設はしたが空いている、そこに担い手の方が入りたいとなった時になかなか入居条件が合わない、いわゆる効率的な住宅活用ができない、一部そういうことも起きる。あれば確かにいいけれども、小さな自治体の公営住宅環境を整えるにはそういうことも考えなければならない。ただ若い人が入るにしても手すりなど、いわゆるユニバーサルデザイン、使いやすいなどそれは誰もが認める場所ですので、いわゆる汎用性の高い住宅というものがいいのではないかと考えています。今、公営住宅の改修をできるだけ進めてますけれども、その折にはまず鉄筋コンクリート造りが良い、完全な高齢者向けの内部改装とまではいかなくても、そのことを十分意識して手すりはここでいいのか、あるいは玄関はもうちょっとどうなのか、そういうことは今も十分検討して改修に入っています。特に最近、奥の方に住んでいた方が年齢と共に暮らすのが大変なので街場に出たいというケースが何件かありますし、恐らくこれからもそういうケースはあるんだろうと思ってます。そういう方々であっても、とにかく入って少しでもいい環境の中で過ごされるというそういう住宅が必要なんだと思っています。一方で、若い方であれば民間住宅の建設も進んでおりますので、その辺のバランスを見ながら建設は進めていきたいと思っています。

7 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7 番三谷博子君。

7 番 三谷博子 君

今行われている民間住宅のことですが、そういった配慮もお願いしているのですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

高齢者向けということは、村からは言っておりません。

7 番 三谷博子 君

議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
高齢者の方が安心して暮らせるための住宅が必要なことは確かなんですけども、村長がおっしゃっていただけたようなそういう住宅をこれから考えて計画をしていただけるというのは、とても嬉しいです。でもそれは今、高齢者の方がたくさんいらっしゃるののでなるべく早くそういった形になっていけばいいかなと思っております。大変でしょうが、お金のかからない方法でも、何でもできることを進めていって少しでも住民が楽に、安心して暮らせるようにしていただければなと思います。
これで私の質問を終わります。
議長 木村健一 君
暫時休憩いたします。
(休憩 午前 11 時 00 分 再開 午後 1 時 05 分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 6 同 意 第 6 号
議長 木村健一 君
日程第 6 同意第 6 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提出者から説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
同意第 6 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
初山別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により機会の同意を求める。
記
住 所 初山別村字初山別 129 番地 1
氏 名 伊藤 太一
生年月日 昭和 39 年 10 月 27 日

	令和 5 年 9 月 1 2 日提出
	初山別村長 宮 本 憲 幸
	令和 5 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますことから再任致したく、ご同意を賜りますよう提案いたしますのであります。
	以上で説明を終わります。
	議長 木村健一 君
	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	(質疑なし)
	議長 木村健一 君
	質疑がないようですのでこれで、これで質疑を終わります。
	お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。
	(異議なしの声多数あり)
	議長 木村健一 君
	異議なしと認め、これより採決します。
	この採決は、起立によって行います。
	本件の任命に同意することに賛成の方は起立願います。
	(全員起立)
	議長 木村健一 君
	起立全員です。
	よって同意第 6 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。
	日程第 7 諮 問 第 2 号
	議長 木村健一 君
	日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
	提出者から説明を求めます。小川住民課長。
	住民課長 小川志鏡 君
	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。	
記	
住所	初山別村字明里2番地
氏名	松本 弘哉
生年月日	昭和42年9月29日
令和 5年 9月12日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
松本氏は、令和6年3月31日に任期満了を迎えるため、再度推薦致したく議会の意見を求めるものでございます。なお任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。	
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。	
日程第8 報 告 第 2 号	
議長 木村健一 君	
日程第8 報告第2号 令和4年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告についてを議題とします。	
説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
報告第2号 令和4年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。
令和 5年 9月12日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
以下朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明をお願いします。
監査委員荒木隆君。
監査委員 荒木隆 君
健全化判断比率等審査意見を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申し上げます。
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配布されておりますが、この審査では、算定の基礎となる書類が、適正であるかを主眼として実施しました。
その結果、算出における根拠数値に誤りがなく、比率はいずれも適正に作成されているものと、認めたところであります。
以上、概要説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第2号 令和4年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告については以上で報告済みとします。
日程第8 報 告 第 3 号
議長 木村健一 君
日程第9 報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。
説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和5年度の事業計画、収支予算及び令和4年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。
令和 5 年 9 月 1 2 日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については
以上で報告済みとします。
日程第10 議案第33号
議長 木村健一 君
日程第10 議案第33号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題と
します。
提案理由等の説明を求めます。佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤公彦 君
議案第33号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
初山別村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別紙のとおり変更する
ものとする。
令和 5 年 9 月 1 2 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条10項の規定により、初山
別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のように変更しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 3 号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 1 議 案 第 3 4 号
議長 木村健一 君
日程第 1 1 議案第 3 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第 3 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のように変更するものとする。
令和 5 年 9 月 1 2 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議があったので、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得ようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 2 議 案 第 3 5 号
議長 木村健一 君
日程第 1 2 議案第 3 5 号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第 3 6 号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 5 年 9 月 1 2 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 5 号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 3 議 案 第 3 6 号
議長 木村健一 君
日程第 1 3 議案第 3 6 号 初山別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 3 6 号 初山別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 5 年 9 月 1 2 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び厚生労働省令の設備及び運営に関する基準改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 6 号 初山別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 4 議 案 第 3 7 号
議長 木村健一 君
日程第 1 4 議案第 3 7 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 3 7 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 5 年 9 月 1 2 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び厚生労働省令の設備及び運営に関する基準改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案 37 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 15 議 案 第 38 号
議長 木村健一 君
日程第 15 議案第 38 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 38 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 5 年 9 月 12 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案 38 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 16 議 案 第 39 号
議長 木村健一 君
日程第 16 議案第 39 号 初山別村教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 39 号 初山別村教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のよう
に制定するものとする。
令和 5 年 9 月 12 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要
の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案３９号 初山別村教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後 １時５６分 再開 午後 ２時２０分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第１７ 承認 第 ７ 号
議長 木村健一 君
日程第１７ 承認第７号 専決処分の承認を求めることについて〔令和５年度北海道初山別村一般会計補正予算（第２号）〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
承認第７号 専決処分の承認を求めることについて
令和５年度北海道初山別村一般会計補正予算（第２号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 ５年 ９月１２日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質疑のある議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご意義ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。
日程第18 議案 4 0 号
議長 木村健一 君
日程第18 議案第40号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第40号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
これより歳出の質疑を行います。１２ページからです。
４番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
４番 斉藤勝博君。
４番 斉藤勝博 君
１６ページ ３目 老人福祉費 １８節 負担金補助及び交付金
外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金ですが、前回の全員協議会の方でも詳しく説明がされておりますが、この協議会に年間３０万円を払って加盟するということでありましたが、初山別村より先に加盟しているのは２１自治体ということでありましたが、そこではもう外国人介護福祉士が数多く働いているのか、実績がもしがわかれば教えていただきたいです。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
どのくらいの外国人の方が働いているかというご質問ですが、これまで初めて協議会の方から学校を卒業し就職される方が出たのが令和２年４月からということで、この間４年間過ぎておりこれまで８４名の外国人留学生の方が、協議会に加盟しているそれぞれの市町村の方に就職しているところでございます。
４番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
４番 斉藤勝博君。
４番 斉藤勝博 君
１９ページ １目 保健衛生総務費 １８節 負担金補助及び交付金
地域猫活動事業補助金で、先ほど２５匹を想定しているということですが、この２５匹というのは前回やられた時に去勢、不妊手術ができなかった数なのか、猫がさらに増えての総数なのかをお伺いします。

住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
前回令和３年にこの事業をやったところですが、その後耳が切れていない猫が最近増えてきて
いるということで、春に一度初山別地区のボランティアにお聞きしたところ大人になっている猫
は１０匹程度ですが子猫が増えているような状況です。春から６ヶ月過ぎて、去勢手術が可能に
なってきますので、それらの数を合わせて想定２５匹と今回補正予算に計上しているところでご
ざいます。
２番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
２番高場志津子君。
２番 高場志津子 君
１９ページ １目 保健衛生総務費 １８節 負担金補助及び交付金
今の関連で地域猫の活動の件ですが、令和３年から始まって４年、そして５年、これからもＴ
ＮＲ活動を毎年毎年していかなければならない予想でしょうか。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
この地域猫活動ですが、令和３年度に１回やりまして令和４年度はやりませんでした。令和５
年度、春に地域の方々から耳の切れていない野良猫や子猫が増えてきたのでそろそろやってはど
うかということで、改めて調査してこの頭数を想定で挙げさせてもらったところであります。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳入の質疑がないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第40号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第19 議案 4 1 号
議長 木村健一 君
日程第19 議案第41号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案40号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４０号 令和４年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２０ 議 案 ４ ２ 号
議長 木村健一 君
日程第２０号 議案第４２号 令和５年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案４２号 令和５年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４２号 令和５年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

り可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 2 1 議 案 4 3 号
議長 木村健一 君
日程第 2 1 議案第 4 3 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 4 3 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 4 3 号 令和 5 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) は 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 2 2 議 案 4 4 号

議長 木村健一 君
日程第 2 2 議案 4 4 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 4 4 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 4 4 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 2 3 議 案 4 5 号
議長 木村健一 君
日程第 2 3 号 議案第 4 5 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 4 5 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより採決を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４５号 令和５年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２４ 認 定 第 １ 号
議長 木村健一 君
日程第２４ 認定第１号 令和４年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。
お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件は議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託することにし、なお説明は決算審査特別委員会において求めることに決定し

[illegible]

令和 5 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 2 号）

招 集 年 月 日	令和 5 年 9 月 1 3 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 5 年 9 月 1 3 日 午後 2 時 5 0 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	な し
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 藤田美由紀 教 育 委 員 会 大西 孝幸 教 育 次 長 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 選 挙 管 理 委 員 会 加藤 明彦 事 務 局 長 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
ただ今の出席議員数は7名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。	
本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。	
立田農業委員会会長、立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。	
日程第1 認 定 第 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第1 認定第1号 令和4年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。	
本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。	
加藤一裕委員長。	
決算審査特別委員長 加藤一裕 君	
決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。	
本委員会は、9月12日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和4年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。	
本委員会は9月13日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。	
以上、会議規則第40条第1項の規定により報告いたします。	
議長 木村健一 君	
お諮りします。	
本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議をしておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。	
これより令和4年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。	
この採決は起立によって行います。	
この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。	

(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員であります。よって、認定第1号 令和4年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。
お諮りします。
議事運営上9月14日に審議を予定されております7件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって7件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 2時53分 再開 午後 2時54分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 発議第7号
議長 木村健一 君
追加日程第1 発議第7号 特別委員会設置及び委員の選任についてを協議します。
お諮りします。議員のなり手対策及び活性化について調査・研究する目的で、議員全員を委員として構成する、初山別村議会改革特別委員会を設置し、これに付託し、審査終了まで閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本件については、議員全員を委員として構成する初山別村議会改革特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査をすることに決定しました。
お諮りします。委員の選任については委員会条例第5条の規定によって議長から指名いたします。初山別村議会改革特別委員会委員に議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって只今指名しましたとおり委員に選任することに決定しました。

委員会条例の規定に基づき、委員長、副委員長の互選を行います。
休憩中に委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行って下さい。暫時休憩します。
(休憩 午後 2時55分 再開 午後 3時10分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告をいたします。休憩中に議会改革特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。委員長に三谷博子君、副委員長に長谷川幸廣君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
追加日程第2 意見書案第1号
議長 木村健一 君
追加日程第2 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。
提出議員であります5番長谷川幸廣君から説明を求めます。
5番 長谷川幸廣 君
意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 5年 9月12日提出
提出者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 鎌 田 健 治
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 意見書案第2号
議長 木村健一 君
追加日程第3 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。
提出議員であります1番加藤一裕君から説明を求めます。
1番 加藤一裕 君
意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 5年 9月12日提出
提出者 初山別村議会議員 加 藤 一 裕
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第4 報 告 第 1 号
議長 木村健一 君
追加日程第4 報告第1号 令和5年度定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認め、朗読を省略します。
なお報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第1号 令和5年度定期監査の結果報告については報告済みとします。
追加日程第5 発 議 第 8 号
議長 木村健一 君
追加日程第6 発議第8号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第 8 号 議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。
追加日程第 6
議長 木村健一 君
追加日程第 6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第 7
議長 木村健一 君
追加日程第 7 組合議会会議の報告についてを議題とします。
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例 1 6 0 の規定によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
去る 7 月 3 日に招集された羽幌町外 2 町村衛生施設組合議会臨時会について報告あり記載省略
議長 木村健一 君
4 番齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
去る 7 月 3 日に招集された北留萌消防組合議会臨時会について報告あり記載省略
議長 木村健一 君
以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和5年9月13日 午後 3時31分)